

しおざわ労働法務事務所 月刊 人事労務トピックス

発行者: しおざわ労働法務事務所
所在地: 359-0038埼玉県所沢市北秋津708-84
イースト所沢ビル302
電話: 04-2992-5113 F A X: 050-3588-4582
メール: info@shiozawtoshiya.com

算定基礎届Q & Aのご紹介（年金機構）

社会保険の適用事業所では、毎年7/1～7/10に「算定基礎届」を年金機構に届け出、被保険者のその年の9月から1年間の社会保険料額を決定します。（定時決定）

今年の算定基礎届では、「8月または9月に随時改定が予定されている被保険者の算定基礎届は、事業主から申出がある場合に算定基礎届の届出を省略できるようになりました。

以下、日本年金機構ウェブサイトの「算定基礎届Q & A」から、「変更に関連するもの」「よくご質問いただくもの」「一般的でないがしばしば生じるもの」等、一部を抜粋してご紹介します。

【算定基礎届関係Q & A（日本年金機構）】

Q1. 届出期間を過ぎても届出は可能か

「期限を過ぎても提出は可能ですが、できる限り期限内の提出をお願いします。」とのことです。

Q4. 算定基礎届と7～9月の月額変更届ではどちらが優先されるのか

随時改定が優先されます。算定基礎届の提出後であっても、7～9月随時改定に該当した場合は別途月額変更届の提出が必要です。

Q5. 8～9月に随時改定が予想される場合、算定基礎届の提出は不要か

原則として届出は必要です。ただし、事業主が申し出を行った場合は（その被保険者について）算定基礎届提出を省略することができます。

Q6. 8～9月に随時改定が予定されている被保険者についての算定基礎届の届出省略の申し出の方法は

算定基礎届提出時に次のように届出をします。

①紙媒体のとき

その被保険者の報酬月額欄を記入せず、空欄としたうえで、備考欄の「3. 月額変更予定」に○をして届出ます。

②電子申請、電子媒体の届け出のとき

その被保険者を除いて算定基礎届を届け出ること、申出があったものとみなされるとのことです。

Q8. 算定基礎届の届出を省略した被保険者が8～9月の随時改定に該当しなかったときの手続きは

該当しないことが判明した時点でその被保険者の算定基礎届を作成し、速やかに提出してください。

Q19. 夜勤労働者で日をまたぐ勤務を行っている場合の支払い基礎日数は

- ①月給者 各月の暦日数を支払基礎日数とします。
- ②日給者 給与支払の基礎となる出勤回数を支払基礎日数とします。（変形労働時間制の場合は③に準じます。）
- ③時給者 各月の総労働時間数を事業所の所定労働時間数で割って得た日数を支払基礎日数とします。

Q23. 6月に支払うべき賃金を遅配として7月に支払う予定。算定基礎届の記入方法は

算定対象期間に給与の遅配の月が含まれているときは、その月を除いた算定対象月の報酬月額に基づき、標準報酬月額が決定されます。

届の提出時は、⑭総計欄から給与の遅配のある月の報酬月額を除いた金額により算出した平均額を⑯修正平均額欄に記入するとともに、⑰備考欄の「9. その他」に○を付し、カッコ内に給与の遅配がある月と遅配日数を記入してください。

Q24. 基本給や諸手当の支払月が変更となったため、通常の月より給与額が増減する場合の算定方法は

- ① 翌月払いから当月払いに変更された場合、変更月で重複分が発生します。このときは制度変更後の給与額をその月に受けるべき給与とみなし、変更前の給与は除外して算定します。
- ② 諸手当が当月払いから翌月払いに変更された場合、変更月は諸手当が支給されないため、その月は算定対象から除き、算定します。



特定社会保険労務士 しおざわ労働法務事務所
月刊 人事労務トピックス

発行者：しおざわ労働法務事務所 所在地：359-0038埼玉県所沢市北秋津708-84-302
電話：04-2992-5113 FAX：050-3588-4582 メール：info@shiozawatoshiya.com
ホームページ：https://shiozawatoshiya.com (バックナンバーPDFを公開中です。)

Q25. 給与締日の変更により、変更月の支払基礎日数が通常より増えたり、減ったりした場合、どのように算定するのか

- ① 支払基礎日数が増えるとき
変更後の給与制度で計算すべき期間で算出された報酬をその月の報酬としたうえで、算定します。(変更前の分を除外します。)
- ② 支払基礎日数が減るとき
支払基礎日数が17日以上であれば、通常と同様の方法で算定します。
17日未満となった場合、その月を除外して算定します。

Q26. 給与計算期間途中の入社により、1ヶ月分の給与が支給されていないが、支払基礎日数は17日以上あるときの算定方法は

給与計算期間途中の入社により、入社月の給与が1ヶ月分の額に満たないときは、算定対象月から除きます。
算定基礎届提出時には、⑭総計欄から入社月の報酬月額を除いた金額により算出した平均額を⑯修正平均額欄に記載し、⑱備考欄の「4.途中入社」および「9.その他」に○を付し、カッコ内に「資格取得年月日」を記載してください。

Q29. 業務の性質上、毎年4～6月の平均額と年間の平均額の間で2等級以上の差が生じる場合の年間平均の手続きは

⑱備考欄の「8.年間平均」に○を付したうえで、算定基礎届に「年間報酬の平均で算定することの申立書」「保険者算定申立てに係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等」を添えて提出してください。
算定基礎届提出時には、4～6月の報酬月額等を記入するとともに、年間の報酬月額による平均額を⑯修正平均欄に記載します。



労働保険料の口座振替について

年度更新等により申告した労働保険料と一般拠出金は、金融機関に届け出ることによって口座振替により納付することが可能です。口座振替を利用すると、保険料の引き落としに最大2ヶ月ほどのゆとりが生まれます。手数料はかかりません。

振替の3週間前には金額の通知があり、振替3週間後には結果が通知されます。

【口座振替による納期限】

- ①全期または第1期(延納の場合) 7/10 → 9/6
- ②第2期(延納) 10/31 → 11/14
- ③第3期(延納) 1/31 → 2/14

口座振替を利用するには、所定の口座振替の申込書により、所定の期限までに口座のある金融機関に申し込む必要があります。

【納期限別の申込み期限】

- ①全期または第1期(延納の場合) 2/25まで
- ②第2期(延納) 8/14まで
- ③第3期(延納) 10/11まで

口座振替の申込み書は労働局または労働基準監督署で配布しているほか、厚生労働省のウェブサイトからダウンロードできます。(「厚生労働省 労働保険 口座振替」で検索してください。ウェブサイト版では、ダウンロード時に必要事項を入力することができます。)

口座振替の申込み書は、必要箇所記入、押印後、口座のある金融機関に届け出ます。一度登録すると、翌年以降も継続して利用できます。

(ゆうちょ銀行やインターネット銀行など、一部の金融機関は対象外です。詳細は上記ウェブサイトなどでご確認ください。)

今回の事務所ニュースは以上のとおりです。

政府が6月21日の臨時閣議で決定した「骨太方針」では、最低賃金は全国平均1,000円より早期の実現を目指す、とのこと。また6月13日の厚労省の有識者検討会では、未払賃金請求権について、消滅時効の期間を2年から延長する方向で議論をまとめたとのこと。

随時、情報のご提供に努めてまいります。記事内容など、詳細はお問い合わせください。(塩澤)

お問い合わせ先

04-2992-5113
しおざわ労働法務事務所